

非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科花蕾類

令和6年3月28日現在

摂取制限区域

※同一区域には出荷制限指示も出ています。

- ・南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
- ・富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)
- ・大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)
- ・双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)
- ・浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)
- ・葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)
- ・飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)



摂取制限または出荷制限指示区域として記載していない地域においては、出荷・営農等の実績がなく、モニタリング検査が十分に実施されていない場合があります。制限区域として記載がない地域で採取した野菜や山菜等を出荷しようとする場合は、お近くの農林事務所等にご相談ください。

出荷制限区域

- ・南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
- ・富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)
- ・大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)
- ・双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)
- ・浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)
- ・葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)
- ・飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)



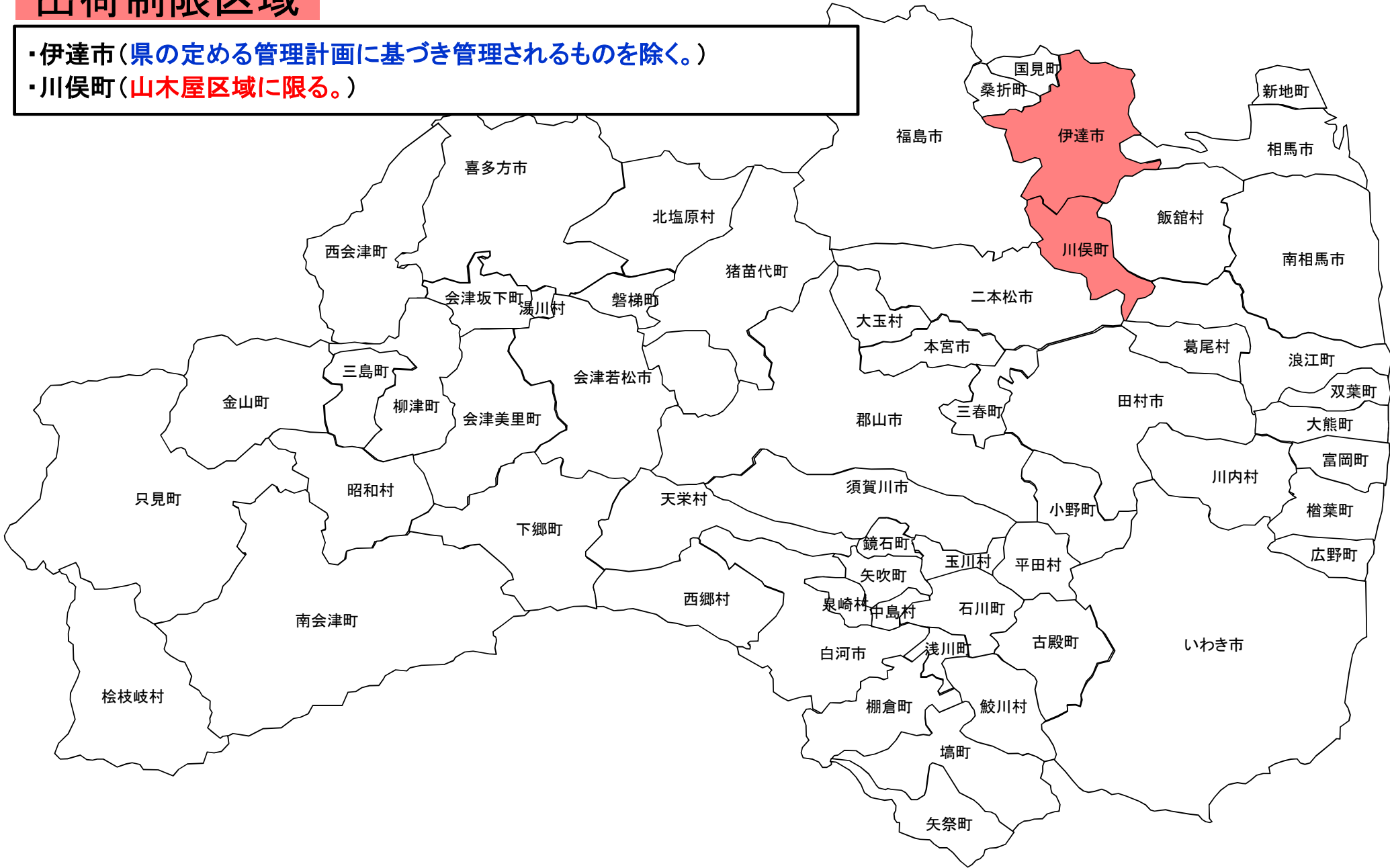
摂取制限または出荷制限指示区域として記載していない地域においては、出荷・営農等の実績がなく、モニタリング検査が十分に実施されていない場合があります。制限区域として記載がない地域で採取した野菜や山菜等を出荷しようとする場合は、お近くの農林事務所等にご相談ください。

ワサビ（畑において栽培されたものに限る。）

令和6年3月28日現在

出荷制限区域

- ・伊達市(県の定める管理計画に基づき管理されるものを除く。)
- ・川俣町(山木屋区域に限る。)



採取制限または出荷制限指示区域として記載していない地域においては、出荷・営農等の実績がなく、モニタリング検査が十分に実施されていない場合があります。制限区域として記載がない地域で採取した野菜や山菜等を出荷しようとする場合は、お近くの農林事務所等にご相談ください。

トウガラシ

令和6年3月28日現在

県からの収穫自粛要請

浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域(平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域を除く。))に限る。)



摂取制限または出荷制限指示区域として記載していない地域においては、出荷・営農等の実績がなく、モニタリング検査が十分に実施されていない場合があります。制限区域として記載がない地域で採取した野菜や山菜等を出荷しようとする場合は、お近くの農林事務所等にご相談ください。